

### 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款（2024年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（サービスおよび料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

#### Ⅲ（サービスおよび料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	37.91	3.45
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	75.80	6.89
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	151.61	13.78
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	227.41	20.67
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	379.03	34.46
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	379.03	34.46
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	113.06	10.28
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	226.13	20.56
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	226.13	20.56
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
20（接続送電サービス）(2)イ(イ)により接続 送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	214.50	19.50

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
20 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	137.50	12.50
接続送電サービス契約電流5アンペア	68.75	6.25
接続送電サービス契約電流15アンペア	206.25	18.75
電力量料金		
1キロワット時につき	7.91	0.72
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	214.50	19.50
20 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	137.50	12.50
接続送電サービス契約電流5アンペア	68.75	6.25
接続送電サービス契約電流15アンペア	206.25	18.75
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.43	0.77
夜間時間		
1キロワット時につき	7.29	0.66
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.43	1.04
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	550.00	50.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
20 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	412.50	37.50
電力量料金		
1キロワット時につき	6.07	0.55
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	550.00	50.00
20 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	412.50	37.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	6.49	0.59
夜間時間		
1キロワット時につき	5.64	0.51
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	15.10	1.37
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	467.50	42.50
電力量料金		
1キロワット時につき	2.21	0.20
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	467.50	42.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.39	0.22
夜間時間		
1キロワット時につき	2.00	0.18
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	9.88	0.90

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	357.50	32.50
電力量料金		
1キロワット時につき	0.88	0.08
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	357.50	32.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	0.92	0.08
夜間時間		
1キロワット時につき	0.85	0.08
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	6.74	0.61
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生 する場合の取扱い		
ピークシフト割引単価		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	278.30	25.30
特別高圧で供給する場合	212.30	19.30
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.34	0.30
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	6.69	0.61
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまで ごとに	6.69	0.61
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボ ルトアンペアまでの場合	66.91	6.08

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	66.91	6.08
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	8.70	0.79
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	98.10	8.92
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	7.30	0.66
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	2.65	0.24
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	1.06	0.10
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	79.20	7.20
特別高圧で供給する場合	53.90	4.90
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	128.70	11.70
特別高圧で供給する場合	88.00	8.00
系統連系受電サービス		
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	80.42	7.31
電力量料金		
1キロワット時につき	0.26	0.02

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
系統設備効率化割引		
系統設備効率化割引単価		
系統設備効率化割引A単価		
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-1の場合	42.25	3.84
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-2の場合	8.80	0.80
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-3の場合	4.40	0.40
23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)ア(a)以外の場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-1の場合	42.25	3.84
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-2の場合	17.60	1.60
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-3の場合	8.80	0.80
系統設備効率化割引B単価		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分B-1の場合	33.36	3.03
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分B-2の場合	13.66	1.24